

《要介護》

区分	サービス提供時間帯	20分未満		20分以上30分未満		30分以上1時間未満		1時間以上30分を増すごと 567単位にプラス		区分
		利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
身体介護	8'~18'	1,630	1割 163	2,440	1割 244	3,960	1割 387	820	1割 82	生活介護
			2割 326		2割 488		2割 774		2割 164	
			3割 489		3割 732		3割 1,161		を加算 3割 246	
	6'~8' 18'~22'	2,088	1割 204	3,125	1割 305	4,950	1割 484	1,030	1割 103	
			2割 408		2割 610		2割 968		2割 206	
			3割 616		3割 915		3割 1,452		を加算 3割 309	
	22'~6'	2,505	1割 245	3,750	1割 366	5,940	1割 581	1,230	1割 123	
			2割 490		2割 732		2割 1,162		2割 246	
			3割 735		3割 1,098		3割 1,743		を加算 3割 369	

※単位:円

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大
 ※ 利用者の心身の状況等により1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得た訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額2倍になります。
 ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均10人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額100となります。また、となります。(同一の建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物とする。)

加算項目 単位:円	利用料	利用者負担額	算定回数など
緊急時訪問介護加算	1,000	100	1回の要請に対して1回
初回加算	200	200	初回の日所属する月
生活機能向上連携加算(I)	100	100	1月当たり
特定事業所加算(I)	所定単位数の200/1000	左記の1割	1回当たり
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000	左記の1割	1月当たり

※サービスの金加算料金 要介護度による区分無し

- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員が実施する。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の介護員が実施する。
- ※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し、生活機能向上連携を実施する。
- ※ 特定事業所加算とは、介護福祉士等の人材を確保し、質の高いサービスを提供するための体制を構築している事業所を評価する加算として設けられています。また、体制が整った事業所は、加算率が高くなります。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

《要支援》

	週1回程度 要支援1・2事業対象者	週2回程度 要支援1・2事業対象者	週2回を超える程度 要支援2事業対象者
(介護予防訪問介護 相当サービス)	1,176	2,349	3,727

※単位:円

サービス提供時間帯	20分以上45分未満		45分以上		区分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
8'~18'	1,790	1割 179	2,200	1割 220	通院等乗降介助	1割 97
		2割 358		2割 440		
		3割 537		3割 660		
6'~8' 18'~22'	2,238	1割 224	2750	1割 275		2割 194
		2割 448		2割 550		
		3割 671		3割 825		
22'~6'	2,685	1割 269	3,300	1割 330		3割 291
		2割 537		2割 660		
		3割 806		3割 990		

※単位:円

幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

前年度の月平均60人以上にサービス提供を行い、当該建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の100

介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
り訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
〜当該理学療法等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に加算します。
の構築だけでなく、重度の利用者を受け入れている事業所を評価する区分も設けられています。